

四 半 期 報 告 書

(第46期第3四半期)

 **新日本空調株式会社**

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月5日

【四半期会計期間】 第46期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

【会社名】 新日本空調株式会社

【英訳名】 Shin Nippon Air Technologies Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 夏井博史

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 03-3639-2700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 楠田守雄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 03-3639-2700(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 上田和弘

【縦覧に供する場所】 新日本空調株式会社 関東支店
(千葉県中央区中央一丁目11番1号)

新日本空調株式会社 横浜支店
(横浜市中区住吉町四丁目45番1号)

新日本空調株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)

新日本空調株式会社 大阪支店
(大阪府西区土佐堀二丁目2番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第45期 第3四半期 連結累計期間	第46期 第3四半期 連結累計期間	第45期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
完成工事高 (百万円)	54,793	54,403	92,034
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△891	23	2,513
四半期純損失(△) 又は当期純利益 (百万円)	△659	△15	1,339
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,829	1,712	3,373
純資産額 (百万円)	32,437	34,950	34,034
総資産額 (百万円)	73,682	76,398	85,002
1株当たり四半期純損失金額(△) 又は1株当たり当期純利益金額 (円)	△26.13	△0.60	53.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	44.0	45.7	40.0

回次	第45期 第3四半期 連結会計期間	第46期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	20.54	19.28

(注) 1 完成工事高には、消費税等は含まれておりません。

2 第45期第3四半期連結累計期間および第46期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額を計上しており、また、潜在株式がないため記載しておりません。第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期報告書提出日現在において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について変更があった事項は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当第3四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法令等に係るリスク

当社グループの事業遂行は、建設業法、労働安全衛生法、独占禁止法等、各種法規類による規制を受けております。そのため、これらの法規類の改廃や新たな規制が行われた場合は、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおきましては、全社一丸となって法令を順守する経営の徹底に努めておりますが、平成26年11月14日、当社は北陸新幹線の設備工事の入札に関する独占禁止法違反により、東京地方裁判所において有罪判決を受けたことに伴い、国土交通省関東地方整備局より全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものまたは民間工事であって補助金等の交付を受けているものについて60日間（平成27年1月29日から平成27年3月29日まで）の営業停止処分を受けました。当該処分により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における国内経済は、日銀による大幅な金融緩和等により、企業収益に改善がみられるものの、製造業と非製造業の産業間でのバラツキや個人消費の低迷もあり、総じて緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましては、首都圏を中心とした大型の再開案件や東京五輪に向けた建設需要、製造業による設備投資など堅調に推移しておりますが、施工人員の不足による労務費の上昇や資機材価格の高騰等、懸念材料も残ります。

こうした環境の中で、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、完成工事高544億3百万円（前年同四半期比0.7%減）、営業損失3億4千1百万円（前年同四半期 営業損失11億3千2百万円）、経常利益2千3百万円（前年同四半期 経常損失8億9千1百万円）、四半期純損失1千5百万円（前年同四半期 四半期純損失6億5千9百万円）となりました。また、受注工事高につきましては、845億2千4百万円（前年同四半期比20.6%増）となりました。

なお、当社グループの完成工事高は、通常の営業の形態として、工事の完成時期が期末に集中する傾向が強く、一方で、販売費及び一般管理費などの固定費はほぼ恒常的に発生するため、利益は期末に偏るといった季節の変動があります。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間における総資産は、763億9千8百万円となり、前連結会計年度に比べ86億4百万円減少しております。主な要因は、受取手形・完成工事未収入金の減少134億1千9百万円と、未成工事支出金の増加11億8千1百万円、投資有価証券の増加26億9千7百万円であります。

負債は、414億4千8百万円となり、前連結会計年度に比べ95億2千万円減少しております。主な要因は、支払手形・工事未払金の減少104億9百万円と、未成工事受入金の増加9億3千7百万円であります。

純資産は、349億5千万円となり、前連結会計年度に比べ9億1千5百万円増加しております。主な要因は、利益剰余金の減少8億1千万円と、その他有価証券評価差額金の増加16億7千2百万円であります。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結結果計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、大量買付行為に関する提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、「空気の中核とする熱・水技術の研究と開発に努め、環境創造分野に新たな価値を創り出し、社会的に信頼される技術とサービスを提供する企業の実現を目指す」との基本理念のもと、空気・水・熱に関する高度な技術を駆使し、地球環境に配慮した空気質環境を創造するとともに、株主・顧客・職員をはじめ全てのステークホルダーの人々との信頼関係を大切に、豊かで潤いのある社会資本の形成発展に貢献する会社であることに努めております。

当社は、近代空調のパイオニアである米国キャリア社と三井グループ企業の合弁により1930年に設立された「東洋キャリア工業」を前身とし、1969年に設立されました。東洋キャリア工業は満州鉄道特急アジア号での“世界初”全列車空調や、“日本初”の原子炉空調を手掛けており、当社は、その高い技術力と時代をリードするパイオニア精神、「新しいもの」に取り組むチャレンジ精神を受け継ぎ、超高層ビル、大型ホテル、総合病院、ドーム球場、教育文化施設や空港施設、大型地域冷暖房施設、半導体や液晶工場等のクリーンルーム、原子力施設に至るまで、様々な施設に独自の技術力を活かしながら貢献し、空調エンジニアリング会社として研鑽を重ねてまいりました。当社の歴史は日本における空調技術の歴史そのものであり、今後も、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保と向上のため、より一層、技術力を高めてまいります。

当社は、高度な技術力とその担い手となる職員が、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社が業界最先端の企業であり続け、独創的で差別化可能な技術力・開発力を保持し、安全・品質・価格・納期面でお客様に満足していただけるサービスを提供し続けるためには、高度な技術力・開発力と優れた人格を持つ職員が不可欠であります。そのため当社は、長年の経験に裏付けされた当社独自の人材開発システムにより、何事においても当事者意識を持って取り組む職員の育成に努めております。

② 中期経営計画について

当社グループは、中期3カ年経営計画の基本方針を、地球環境を先導すべく、環境ソリューションカンパニーとして、顧客ニーズに的確に応えた「SNK品質」の深化と進化で真価を極めるとし、「究極真価プラン2016」を策定いたしました。その基本課題を①顧客信頼度の究極真価、②技術の継承と先進技術の訴求展開、③コーポレートガバナンスの強化と機動力のある組織体制とし、「SNK品質」（営業品質、技術品質、本社品質）の一層の練磨により顧客および社会からの信頼度の向上と生産性アップによる業績発展の両立により一層の企業価値向上に努めております。

③ コーポレートガバナンスの強化について

当社は、経営環境の急激な変化に対応するため執行役員制度を導入し、経営責任の明確化および業務遂行の迅速化を図っております。また、取締役会は実質的な討議を可能とする人数にとどめ、経営上の重要な事項を

審議・決定するとともに、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。なお、取締役会に諮るべき事項および重要な業務執行については、経営会議において協議する経営体制をとっております。

当社は監査役会制度を採用しており、各監査役は監査役会および監査役連絡会などを通して意見交換を行うことにより、監査の実効性向上に努め、公正かつ的確に監査を実施しております。また、当社の内部監査を行う内部統制部ならびに会計監査人である有限責任監査法人トーマツとは、定期的に業務連絡会や意見交換を行い、監査の総合的かつ詳細な報告を受けるなど緊密な連携をとり、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、大量買付けに応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行ったりすること等を可能にすることが必要であると考えております。

当社は、上記の理由により、平成25年6月21日開催の第44回定時株主総会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）は、平成19年6月22日開催の第38回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入し、更に平成22年6月24日開催の第41回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得てこれを更新しております。（当該1回目の更新後のプランを以下「旧プラン」といいます。）本プランは、旧プランの有効期間満了に伴い、これを更新したものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの順守を求めるとともに、大量買付者が本プランを順守しない場合、および大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合における対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による当社株券等に対する大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

② 大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付けを行う等、大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主の皆様に対して新株予約権を無償で割り当てます。また、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は大幅に希釈化される可能性があります。

③ 独立委員会の設置と同委員会への諮問

対抗措置の発動、不発動等の判断については、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、本プランに定めた対抗措置の発動等に関して、当社取締役会は独立委員会に必ず諮問することとします。独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任するものとし、株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

④ 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情

報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動または不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項については、当社株主の皆様判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

- 4) 本プランの高度な合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ① 買収防衛策に関する指針（経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）等の要件を完全に充足していること
- ② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新したこと
- ③ 株主意思を重視するものであること
- ④ 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示
- ⑤ 対抗措置に係る合理的な客観的発動要件の設定
- ⑥ 取締役会および独立委員会による外部専門家の意見の取得の確保
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.snk.co.jp/ir/boueisaku.html>

(4) 研究開発活動

当社は、企業行動憲章のひとつに「空気を中核とする熱・水技術の研究と開発に努め、環境創造分野に新たな価値を創り出し、社会的に信頼される技術とサービスの提供」を掲げています。

そして、これらの研究開発を具現化するにあたっては、技術開発研究所をはじめとする各事業部門などの全社組織に加え、有力な技術を持つ企業や大学等の社外パートナーと連携を図り、技術融合させながら展開しています。

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、179百万円であります。

なお、これらの研究開発成果や当社の保有技術を「見える化」させるショールーム『SNK e-Labo』を、SNK本社、工学センター、技術開発研究所(2015年春完成予定)の3施設に開設しました。

(主な研究開発活動)

- 1) 微粒子可視化技術を核とした「ビジュアルソリューション事業」の深耕

浜松ホトニクス㈱との協業体制のもと、微粒子可視化技術の適用範囲の拡大と技術の深耕に向けた活動を行なっています。「微粒子可視化システム」の基本構成ラインナップの他、光源とカメラを一体とし、小型・軽量化を図った光膜式モニタリング方式、レーザーファイバに接続した超小型出射ヘッドから300度までレーザーシートを広げることができる機能を持つ可視化用の新型光源「パラレルアイF」に加え、紫外線LEDを光源とし、落下塵や付着粒子を検出するとともに、粒子から発生する蛍光色の違いを観察することで、粒子の種類を判別することが可能な新しいラインナップ「D ライト」を開発しました。

- 2) 製造プロセス用耐酸可変風量局所排気システムの開発

医薬分野の研究開発用ドラフトチャンバ給排気システムで採用されている高速VAVの、不要な機能を除いて低コスト化を図ると共に、風量測定精度と安定制御に機能を絞り込むことで、省エネルギーのために必要な低風量域までの安定制御を可能とした、耐酸可変風量装置（局排用高速VAV）を開発しました。

- 3) 快適性・知的生産性を維持しながら節電する技術開発

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に㈱東芝と共同応募し採択された、オフィスの快適性、知的生産性を維持しながらも節電を図る、省エネルギーで快適な空調制御手法（アクティブスウィング）を実用化しました。

4) 熱源最適化システムの開発

省エネ、省電力およびCO2排出削減に対応する熱源最適制御システム『Energy Quest® (エナジー・クエスト)』を日本橋室町東地区開発地区の室町東三井ビルディング（商業施設名：COREDO 室町）と田町駅東口北地区第一スマートエネルギーセンターに導入し、本格的な運用を開始しました。

5) 地中熱利用杭における採熱管の省力化設置工法の開発

地中熱利用に向け、二重らせん状の採熱管を予め既製コンクリート杭内部に設置し、杭挿入時に採熱管を伸長させながら杭施工と同時に採熱管を設置する省力化工法を、ジャパンパイル㈱と共同開発しました。従来方法に比べて採熱特性の向上も見込まれ、平成26年9月から採熱特性の詳細なデータ計測を実施中です。

6) 地中熱・太陽熱・大気熱のハイブリッドシステムの開発

冷涼な気候の積極活用と寒冷地向け暖房システムの構築に向け、地中熱・太陽熱・大気熱の再生可能エネルギーを組み合わせた、ハイブリッドシステムの開発に着手中です。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,252,100
計	84,252,100

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,282,225	25,282,225	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	25,282,225	25,282,225	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日	—	25,282	—	5,158	—	6,887

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成26年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,179,400	251,794	—
単元未満株式	普通株式 62,825	—	—
発行済株式総数	25,282,225	—	—
総株主の議決権	—	251,794	—

- (注) 1 株式会社証券保管振替機構名義の株式が「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に300株(議決権3個)、「単元未満株式」欄の普通株式に80株それぞれ含まれております。
2 当社所有の自己株式が「単元未満株式」欄の普通株式に39株含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 新日本空調株式会社	東京都中央区日本橋 浜町2-31-1	40,000	—	40,000	0.1
計	—	40,000	—	40,000	0.1

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)および第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	6,295	6,488
受取手形・完成工事未収入金	47,689	34,269
有価証券	100	-
未成工事支出金	695	1,877
その他のたな卸資産	22	74
繰延税金資産	1,242	1,274
その他	1,978	2,985
貸倒引当金	△240	△171
流動資産合計	57,783	46,797
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	2,204	2,365
その他（純額）	832	879
有形固定資産合計	3,036	3,244
無形固定資産		
	306	293
投資その他の資産		
投資有価証券	20,213	22,911
繰延税金資産	61	65
その他	3,921	3,351
貸倒引当金	△319	△265
投資その他の資産合計	23,876	26,061
固定資産合計	27,219	29,600
資産合計	85,002	76,398

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	37,179	26,769
短期借入金	4,770	4,770
未払法人税等	767	39
未成工事受入金	1,783	2,720
工事損失引当金	884	1,420
引当金	144	120
その他	2,349	1,609
流動負債合計	47,878	37,449
固定負債		
長期借入金	45	-
繰延税金負債	2,323	2,957
退職給付に係る負債	594	909
その他	126	131
固定負債合計	3,089	3,998
負債合計	50,968	41,448
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,158	5,158
資本剰余金	6,887	6,887
利益剰余金	16,585	15,774
自己株式	△24	△26
株主資本合計	28,606	27,794
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,013	6,686
為替換算調整勘定	360	418
退職給付に係る調整累計額	53	50
その他の包括利益累計額合計	5,427	7,155
純資産合計	34,034	34,950
負債純資産合計	85,002	76,398

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
完成工事高	54,793	54,403
完成工事原価	51,659	50,394
完成工事総利益	3,133	4,009
販売費及び一般管理費	4,265	4,350
営業損失(△)	△1,132	△341
営業外収益		
受取利息	44	63
受取配当金	177	209
為替差益	22	18
その他	24	108
営業外収益合計	269	399
営業外費用		
支払利息	16	22
前払金保証料	6	7
その他	5	4
営業外費用合計	28	34
経常利益又は経常損失(△)	△891	23
特別利益		
投資有価証券売却益	253	5
特別利益合計	253	5
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	9	9
投資有価証券評価損	215	-
独占禁止法関連損失	-	140
特別損失合計	224	149
税金等調整前四半期純損失(△)	△862	△120
法人税、住民税及び事業税	63	72
法人税等調整額	△266	△178
法人税等合計	△202	△105
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△659	△15
四半期純損失(△)	△659	△15

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△659	△15
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,308	1,672
為替換算調整勘定	181	58
退職給付に係る調整額	-	△3
その他の包括利益合計	2,489	1,727
四半期包括利益	1,829	1,712
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,829	1,712

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が352百万円増加し、利益剰余金が227百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

平成26年3月4日、当社は、北陸新幹線の設備工事の入札に関して、独占禁止法違反の容疑により、公正取引委員会から刑事告発を受け、東京地方検察庁から起訴されました。同年9月29日、当該起訴に関して、同検察庁から罰金1億5千万円の求刑を受け、当第2四半期連結会計期間において独占禁止法関連損失引当金1億5千万円を計上してはりましたが、同年11月14日、東京地方裁判所において罰金1億4千万円の判決が言い渡されたため、当第3四半期連結会計期間において引当金を取崩し、独占禁止法関連損失1億4千万円を特別損失に計上してはります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

当社グループの完成工事高は、通常の営業の形態として、第4四半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の各四半期の完成工事高の間に著しい相違があり、各四半期の業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成してはりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	233百万円	249百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	315	12.50	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	189	7.50	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	315	12.50	平成26年3月31日	平成26年6月23日	利益剰余金
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	252	10.00	平成26年9月30日	平成26年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

当社グループは設備工事業単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

当社グループは設備工事業単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	26.13円	0.60円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	659	15
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	659	15
普通株式の期中平均株式数(千株)	25,243	25,242

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額を計上しており、また、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第46期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）中間配当については、平成26年11月6日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 中間配当金の総額 | 252百万円 |
| ② 1株当たり中間配当金 | 10円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成26年12月2日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月5日

新日本空調株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

城戸和弘



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水野博嗣



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新日本空調株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月5日

【会社名】 新日本空調株式会社

【英訳名】 Shin Nippon Air Technologies Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 夏井博史

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役管理本部長 楠田守雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【縦覧に供する場所】 新日本空調株式会社 関東支店
(千葉県中央区中央一丁目11番1号)

新日本空調株式会社 横浜支店
(横浜市中区住吉町四丁目45番1号)

新日本空調株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)

新日本空調株式会社 大阪支店
(大阪市西区土佐堀二丁目2番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 夏井 博史 および当社最高財務責任者 楠田 守雄 は、当社の第46期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。